

## 〔研究発表〕

### 五書の解釈をめぐつて

榎 原 康 夫

一九七七年一一月二一日に開かれた日本福音主義神学会東部部会の研究発表会で、いのちのことば社『新聖書注解 旧約』に収めた拙論「モーセ五書緒論」を叩き台にして、千代崎秀雄氏、津村俊夫氏と私との三名が発題する光榮を与えられました。司会者の召集によつて、事前に一度、三者の発題傾向を調整する懇談会をもちました。そのとき私の提案したことは、もう執筆公表すみの私は、むしろ別の言葉で真意を言い直すに留め、最年長の千代崎氏からは牧会者の視点から、新進気鋭の津村氏からは十分の時間をとつて最近の学問の成果から批判していただき、という分担をすることでした。さて、当日の発題がどの程度その線に沿つたかは、参加者の判断におまかせするとして、そんなわけで小さなメモしか用意しなかつた私は、この紙面でも、そのメモによって当日話そうと思つていた要点を文章にしておくことになります。

#### 一、『新聖書注解 旧約』の刊行裏話

旧約の各執筆者分担を依頼する中で気付いたことは、保守的

福音派陣営に歴史書を専門にする人が少ないということでした。これは日本の旧約学界に広くあてはまることがあるかもしれません。言い換えれば、批判的研究によつて旧約歴史書を誤りの多い古文書としてしまつては教会で学ぶ意味がないし、さりとて無謬と割切るには疑問が多すぎる、という悩みがあつて、聖書観そのものの見直しが大きな宿題になつていていることを知らせてくれます。

旧約四卷のうち「五書」の執筆陣だけは東京周辺に集中していましたので、事前に話し合いの会食をしました。そのとき受けた印象では、執筆者がたはかなりクリティカルに考えておられ、いろいろと悩んでもおられたようでした。しかし本になつたものは、どれも保守的弁証的性格の濃いものになりました。各教派や神学校の責任ある立場の先生がたとして、あまり個人的な批判は好ましからずと建徳的に考えられたからでしょう。

#### 二、五書緒論の上で考慮すべき諸点

私自身が五書緒論の上で学んだ書物は、リストだけ、五dに列挙しましたので、そうした議論を再録することは慎みました。むしろ、今日の保守的旧約学が考えねばならないことを、言葉を換えて言えば次のようなもの、と思つています。

#### (一) 五書モーセ著作は信仰告白か学説か

たとえばフランス信条一3は、モーセの五書、箴言またはソロモンの格言、ダビデの詩篇、使徒行伝というルカの第二書、

という言い方をしています（一五五九年）。ベルギー信条四は、モーセの五書、ダビデの詩篇、ソロモンの書三篇、聖パウロの十四書簡、その他の使徒の七書簡、聖使徒ヨハネの默示録、と言っているのです（一五六一年）。

いつたゞ、箴言や伝道書のソロモン著作、詩篇のダビデ著作、ヘブル書のパウロ著作、ヤコブ書の使徒ヤコブ著作、ユダ書の使徒ユダ著作など、旧新約聖書各書の著者問題は、キリスト教会の信仰箇条に含まれているのでしょうか。それと、五書のモーセ著作とは同じでしょうか、これだけは違うのでしょうか。

この問題をこれまでキチンと論じつくさないで来たために、五書の著者や成立についてある特定の説をとらないと、その人の信仰まで保守的でなくなったり、聖書への信仰もおかしくなったような、あらぬ疑いをいだく不幸なことがあったのではないかでしょうか。

私の属する教派は、ウェストミンスター信条を信仰基準にしていますが、この信条は正典六六巻の名は告白しても、著者名までは記していませんので、前述のような緒論各論の上で諸学説が信仰にふれるとは考えていません。もちろん、聖書自身が「モーセが書いた」と証言している所は、聖書を信じる者ならそう受けとるでしょうが、著者不明の本の最終作者については諸説の自由があるでしょう。

〔一〕 契約の仲保者か書物の著者か

### 〔三〕 五書問題とは何か

共観福音書問題といいうものがあります。三福音書になぜこれらの共通性があるのか、しかも三冊はそれぞれなぜこんな独自性を示しているのか、という問題です。福音書緒論はこの共観福音書問題に答えるべく、研究されてきました。

五書問題も同様の性質のものです。五書は歴史順に書かれているようにみえるので、共観福音書のような並行文書でないから、あの種の問題は生じない、と思うのは早計です。五書にも、同じヤハウエ礼拝の由来、ベテル命名物語、過越の律法など、同一事項の違った記事がたくさん並行していて、共通性と相違性とを備えているのです。この五書問題に答えを出すのが、五書緒論であって、モーセ著作性を弁証するのが五書緒論なのではありません。

もちろん、これは五書の前史（口伝や文書資料）、イスラエルとその宗教の歴史、五書の編集など、複雑で大がかりな旧約全体の視野がかかわってきます。ですから私としては、拙論「モーセ五書緒論」は、旧約<sup>2</sup>の「歴史書について」と「サムエル記注解」と、合わせて読んでいただきたいと願っています。

この五書問題をまた別の角度からいと、啓示の発展の歴史をどうとらえるか、という問題にもなりましょう。もし今の五書をモーセ時代のモーセ著作とすれば、大難把に言つて、私の考えではほぼこれと匹敵する神学的高さと幅とがイスラエルに啓示されるのは、イザヤ書後半あたりです。つまり、啓示は進

旧約全体が、神の救済の契約史または啓示史の中でモーセの占める決定的に重要な位置を教えていることは、論するまでもないことです。旧契約の仲保者モーセと、新契約のイエスとは、聖書全体にとって中軸をなしています。

従来、五書のモーセ著者性を教会が主張してきたのは、五書にしるされたこの旧契約の著者（二次的）または仲保者がモーセである、という信仰のゆえでした。しかし、同じことを新約と類似させると、この論法では、新契約締結の物語をするす福音書、あるいは新契約の仲保者イエスの物語をするす福音書は、著者がイエスである、ということになりかねません。ここには、契約または啓示の仲保者と、その啓示を伝えている文書の著者とを、混同する危険がひそんでいます。

文書の著者とは何を意味するのか、それを正確に考えてから、五書の著者問題を考えないと、たとえば現五書がモーセ原筆の文書を用いているというだけで、五書モーセ著作説が主張されることになります。私のみるところ、旧新約の緒論研究で「著者」の概念はかなりいいかげんに用いられてきました。ルカは福音書と行伝を作るのに諸資料を用いたことを明言しますが、著者はルカ、とされてきました。使徒書簡の多くは代筆でしたが、著者をその代筆人とはいたしません。福音書の内容の多くはイエスから出ていますが、著者はマタイ、マルコ、ルカ、ヨハネとされています。五書の場合、「著者」をどの意味で使うかによって、モーセだと無名の別人ともなるでしょう。

〔四〕 展せず、旧約期の大半の期間、大きく後退していくことになります。

それならそれでよいとしても、旧約聖書神学は、正直にこの事実を受けとめて築かれねばならないでしょう。

あるいはまた別の点から言うと、諸科学の発見や最新の学説と、五書モーセ著作説とが生み出され、さまざまに不調和や矛盾、という問題であるとも言えます。私たちは、生ける真の神は自然と聖書という二冊の書物で自己啓示しておられる、と理解しています。ですから、極端な仮説に一喜一憂する必要はありませんが、逆に、聖書の解釈者は聖書自身であるという宗教改革原理だけに固執して、神の自然啓示と聖書啓示との調和一致というもう一つの原理を無視すべきではありません。

私自身は自然科学畠出身ですので、文科系の人々が考えがちなほど科学の有限性や仮説性を大きく踏んでいません。事実と

いうものは、それなりの敬意を払いたいと思います。

### 〔四〕 学説の批判訂正是学問で

最後に、いわゆるヴェルハウゼン学説というリベラルな五書緒論に対して、拙論では保守的な学者の著書だけ紹介し、それらの学者の出してきた反論などは用いませんでした。かえつて、二〇世紀の旧約学界の中でヴェルハウゼン説が自己批判したり解体してきた動きを紹介しました（五a—e）。

それは、この種の緒論の分野では、いずれの側からにせよ、信仰上の論争よりも冷静な学問的議論をする方がよい、と思つ

たからです。根も葉もない空想的な仮説なら、放っておいても、学問の進歩の中で自然淘汰されるでしょう。

要するに、私としては、聖書観もしくは聖書への信仰においては強固でありつつ、緒論ではそれ以前の学問的討論を進める方がお互いによい、と考えています。そして、説であるのならば、研究が進み証拠がふえるにつれて、修正変更すればよいのだ、と思っています。生涯堅持し続ける必要はありませんが、逆に、説しか出せないから何も言わないでおくという無責任な態度は許されないでしょう。

(東京恩寵教会牧師、神戸改革派神学校講師)

## 旧約批評学と榎原論文

津村俊夫

本論評の目的は、「モーセ五書緒論」に関する榎原氏の立場を、最近の旧約批評学の動向に照らして批評することである。榎原氏の主要関心は、評者の見るところ、ガエルハウゼン学説の修正・変更というプロセス（その学派の自己批判を含む）において、保守派がどれ程までその立場を受容しうるかという点にあるようである。そして、従来の文献批評学のほかに、氏の所説の中ではアルトおよびノート等による様式批評学と伝承批

れない」という理由でそこに複数資料の跡を認める方が「自然であろう」という時、誰の論理が問題とされているのである。聖書を含む古代オリエント文学の文学的表现法に注目することなくしては、その正しい解釈は望めないのでないだろうか。時間の流れどおりに叙事詩的文学を読もうとすることがいかに不適切であるか、それは次に例証されよう。

創世記七六一七は、従来の文書資料説によれば、P資料（6・11・13・16a・17a）とJ資料（7・10・12・16b・17b）の融合したものと考えられているが、アンダーセンによる最近の研究によれば、全体はバランスのとれた文学構造（キアズム）を持ち、A B A B A型に添っているという。すなわち、「洪水」（6）「箱に入る」（7～9）「洪水」（10～12）「箱に入る」（13～16a）「洪水」（17）[E.I. Andersen, *The Sentence in Biblical Hebrew*, 1974] ところ従来の資料分析の規準が、必ずしも古代オリエント文学の文学的特徴をわきまえたものでない」とは、今後ますます明らかにされよう。

文献の背後に入つて行きその文学的前史を解明しようとする努力の意義を否定すべきではないけれども、所与の本文そのものの釈義が軽視されて、その結果、主観的な判断によつて資料分析がなされる所、それは文献批評学における大きな方法論的誤りである。

たとえば、出一〇一一の場合、榎原氏は、「ペロと談話中のモーセを描く文の間に突然、主のモーセに語り掛ける文（一

評学の諸「成果」が、「五書問題」の解明に如何に貢献しうるか」ということが大きな比重を占めていると思われる。しかしながら、榎原氏の言う「冷静な学問的議論」がなされるためには、これらの学問的「成果」が無批判に受け容れられるのではなく、その前提・方法そのものにまで遡つてその有効性が吟味されなければならないであろう。以下に、榎原氏の到達した結論とともにその前提・方法を重点的に論評することにする。但し、評者の思うところを率直に述べさせていただくので、誤解があつたらご指摘いただきたいと思う。

(1) 「文体用語差による文献批評」（37頁）の必要を説く榎原氏は、従来の文書資料説の規準に従つて、重複・反復・不調和を「複数の資料の跡」とみなし、文体用語の多様性を「諸資料の寄せ集め」と考える。

例えば、出四20以下に関して、「出四20は、モーセがエジプトに帰つたところで終つて、四21は、これからモーセがエジプト帰国が語り出される」（36頁）と説明する。しかし、この聖書の箇所において記述の順序がそのまま時間的流れを反映していると考えなければならない理由はない。出四20で「エジプトに帰つた」とが述べられているからと言つて、その次に「帰つた」後のことが記述されなければならない必然性はないのである。榎原氏が、21節以下に「特に論理上の順序が見出さ

一12）が割り込む。」と説明し、「ここで資料が異なると想像する方がもつともらしい。」（36頁）と結論する。しかしながら、主とモーセとの対話がなされる前に「たんモーセがパロのもとを去つて、（一〇11～18、一一8等）ことから判断して、ここでも、ヘモーセ・ペロ・（一〇24～29）、ヘ主・モーセ・（一一12）、ヘモーセ・ペロ・（一一4～8）といふ、三つの対話を想定すべきではないだろうか。「主の語りかけを以前語つておられたこととして調和をはかる」とは、「可能ではある」（36頁）どころか、主観的な読み込みとの非難をまぬがれないのである。しかし、だからといって、榎原氏のように「資料が異なる」と判断するのが妥当であるわけではない。また、前述の出四に、ヘ先取り要約文▽十▽詳述補足▽というパターンを認めることは榎原氏の言うようにわざと「調和をはかる」とはではなく、古代オリエントの文学的技巧をそこに認識することによって最も蓋然性が大きいと判断」（36頁）するとの重要さを例証するために行つた右の説明において、「もつともらしい」・「自然であろう」とする論拠は、余りにも客觀性を欠いていると思われる。

(2) 「テクニックとしての様式批評と度々多種多様な暗黙の前提事項を含んでいる方法としての様式批評とを区別することが重要である。」という、合衆国とカナダの改革派教会が発した警告（38頁）を、榎原氏自らも受け容れながらも、どういう点

でこの区別をしているのか、必ずしも明らかではない。

例えば、アルトが注目した「決疑法」と「断言法」の区別は律法の理解にとって有益であるけれども、それは、律法の形式上の区別としてである。榎原氏が「古代オリエント共有財産としての律法を暗示する条件文と、モーセ契約に由来すると思われる断言的契約条項」(46頁)という区別をするのは、アルトのように、形式と内容の差異が「律法」の起源を示唆すると考えているからであると思われる。しかしながら、最近の研究は、断言法が必ずしもイスラエル固有のものではない——形式上——ことを明らかにしている。(K.A.キッチン『古代オリエントと旧約聖書』第八章を参照)

また、榎原氏が「律法の増補改訂(八b)」で採用している様式批評の方法は、単なるテクニックとしてのそれ以上である。ここでも、律法の形式と内容の分析に基づいて「生活の座」の究明にまで論が運ばれている。例えば、「民の生活状況の変化に伴って、律法も新しい条項を加え修正が施された。」(47頁)という説明は、一見もつともらしく見えるが、その判断の根拠は、「カナン定住時代にふさわしい多くの表現やそれを前提とする規定」(48頁)等に求められている。しかし、律法の表現にみられる矛盾・くい違ひは、かのハムラビ法典の条項にも見られる現象で、そのこと自体がハムラビの「著者性」を排除することにはならないよう、モーセ律法に、矛盾・くい違ひが存在するよう見えるのは、むしろその法伝承の古さを示している

様式批評学の「成果」を極端に採用しすぎた結果だと言えないであろうか。

(3) 「族長物語は初めは口伝として各単位ごとに、また名所旧蹟に蓄積される形で伝えられたろう(ヘブロン、ベエルシェバ、シェケムなど)」(41頁)榎原氏は、M・ノートによる伝承批評の方針をかなり自由に採用しているようであるが、いわゆる *Ortsgebundenheit* (伝承が各所に定着すること) の仮説は、必ずしも事実に即していない。確かに、すべての出来事はどこかで起ころのであるけれども、その伝承は、その地点に属すものではなく、その出来事に参加した人々に属すものである(J・ブライト)。榎原氏は、伝承が「口伝として……名所旧蹟に」伝えられ、「雪ダルマのようにふくれあがることになった」(『生い立ち』37頁以下)として、伝承の発展・総合・増幅の可能性を認めている。しかしながら、たとえ「(これらが)伝承を創作した原因」ではなかつたとしても、幾世代にもわたる伝承の変容・変形の可能性を認めることになり、極端な場合、それらの伝承が「漠然とした記憶」(マザール)しか留めていないと説明されることになりかねない。榎原氏は「シェケムは……自然に吸収された土地であるだけに、……創世記族長物語に力・紀間におけるその「伝承」の変容・変形の可能性を認めるのであれば、その「伝承」は「吸収された」時に純化され、その力

ると思われる。もし律法の増補があつたとするならば、モーゼ以前にすでにあつたとも考えられるのである(グリーンバー)。イスラエル人がカナン定住生活を実際に体験するまで定住生活といふものやカナンの実情を知らなかつたと考える必要はない。「生活の座」の究明は、「自然であろう」(47頁)と説明するだけでは十分に解明できない程、非常に複雑であり困難な問題である。榎原氏の採用している様式批評の方法は、「多種多様な暗黙の前提事項」をすでに含んでしまっていると思われる。もちろん、我々は、「資料分析」あるいは「生活の座」の決定に直接関わらない様式批評の方法の有効性を否定するつもりはない(ミラード)。

さらに、散文よりも詩文の方に強調点を置きすぎる様式批評学の方法を機械的に適用するのは危険である。榎原氏は、「比較的古い伝承をとどめていると思われる詩歌にさえ、モーセ以後の世代の筆跡が認められる」(44頁)という理由によって、五書完成の時期を統一王朝期と見なすけれども、詩文の方が散文よりも常に古いとは必ずしも言えない。最近の研究では、散文・詩文の区別が従来考えられてきた程単純にはなし得ないことが確認されている。(区別の規準として、韻律や語彙の他に、シラブル数、並行対語等が採用されつてある)。例えば、叙事詩の散文体のうちに詩的表現が認められるのである。榎原氏が「士一五15が16節から散文化された」(『新聖書注解』2、30頁)と説明するのは、「多種多様な暗黙の前提事項」を含んだ定するつもりはない(ミラード)。

さらに、散文よりも詩文の方に強調点を置きすぎる様式批評学の方法を機械的に適用するのは危険である。榎原氏は、「比較的古い伝承をとどめていると思われる詩歌にさえ、モーセ以後の世代の筆跡が認められる」(44頁)という理由によって、五書完成の時期を統一王朝期と見なすけれども、詩文の方が散文よりも常に古いとは必ずしも言えない。最近の研究では、散文・詩文の区別が従来考えられてきた程単純にはなし得ないことが確認されている。(区別の規準として、韻律や語彙の他に、シラブル数、並行対語等が採用されつてある)。例えば、叙事詩の散文体のうちに詩的表現が認められるのである。榎原氏が「士一五15が16節から散文化された」(『新聖書注解』2、30頁)と説明するのは、「多種多様な暗黙の前提事項」を含んだ定するつもりはない(ミラード)。

にならざるを得ないであろう。

#### (4) 聖書考古学について

考古学は、確かに榎原氏が指摘するように、単に保守的見解を「弁護して、満足」するための手段ではない。しかし、「古代オリエンント文献の少なかつた時代」と「多数知られた時代」のいずれであっても、考古学は、聖書を「立証でき」(37頁)るものではなく、その背景を例証するものにすぎない。考古学的資料の多少の問題ではなく、むしろそれの解釈と適用の問題こそが大切である。

例えば、榎原氏の「聖書考古学は、前十三世紀にパレスチナの多くの都市国家が『ハビル（無国籍者、放浪者群）』と呼ばれる侵入者たちによって、突然次々と滅ぼされたことを明らかにした（→ヨシ一16～一二24）」(39頁)という説明は、厳密には正しくない。確かに前十三世紀に多くの都市国家が次々と滅ぼされたことが考古学のストラタ（成層）分析法に基づいて明らかにされたけれども、それらが「ハビル」によって滅ぼされたかどうかは明らかではない。カゼルスは最近の研究で、ヨシュアによるカナン征服とアマルナ文書（紀元前一五一一四世紀）から知られるハビルの活動とを同一視することができないと強調している。榎原氏は、さらに、「もしハビル侵入者をイスラエルと考えれば」(39頁)と言つて、メンデンホール説に単純に従つているけれども、これにはヴァイペルト等の有力な反論があることを認めていない。（なお、カナン征服に関する

*History*, 1977, 二〇四頁以下を参照）したがつて、榎原氏がアンフィクティオニーに関して「M・ノート程には強く考えていいない——むしろ、エヴァルト的な立場——」（シンボジウムでの発言による）と弁明されるのであるならば、当然、論文中でそのように指摘しておくべきであったであろうし、ノートやブライトの立場との区別を明確にすべきであったと思われる。

#### (5) 五書の著者性と成立年代について

榎原氏は、「五書完成時期の候補として、1、契約の与えられたモーセ期、2、十二部族の統一が実現した統一王朝（ダビデ契約）期、3、帰国のユダヤ人が『理想上のイスラエル12部族』と見なされ得た捕囚帰国期（50頁）の三つの可能性を挙げるが、榎原氏のいう「五書完成」という語の意味するところに従えば、五書完成時期の候補として「契約の与えられた」モーセ期を考えることは不可能といわねばならない。モーセ期と統一王朝期との中間の時代、すなわち、ヨシュア・士師時代またはサムエル時代の possibility を全く放棄してしまっているのは公平でない。「五書が実質上その現在の形態でサムエル時代までに存在していたことを否定する、本質的な根拠はないと思われる」というハリソンの立場に対して、榎原氏は「大きな反対はない」(44頁)と本当に言えるのであろうか。「統計だけから見て、五書律法は、この「サムエル」時代にはまだ完成した物として神意を啓示しておらず」（『新聖書注解』2、173頁）とする榎原氏の立場は、ハリソンの立場と大きく違つてゐると言わね

るメンデンホール説をめぐつての論争は、*Journal for the Study of the Old Testament* 7 (1978), 2-52 を見よ。）確かに「ハブル」と「ハビル」は語源的に同一であると考えられるが、古代オリエントの諸文献から知られるハビルは、旧約聖書の「ヘブル人」と必ずしも歴史的に同一であるとは限らない（『福音主義神学』7、41～43頁を参照）。〔なお、エブラ文書の人名 Ebrum あるいは Ebrum が、創世記のエベル（Eber）および「ヘブル人」（ibz）と言語的に同等であることが、ペツティナトによって指摘されている。〕

さらに、「イスラエルは最初から契約によって結合された神聖同盟（アンフィクティオニー）であった」(39頁) や「五書に前提される契約民の強い神聖同盟的「一体感」」(50頁) という表現から判断すれば、榎原氏は、統一王国以前に制度としての神圣同盟の存在を認め、それを「アンフィクティオニー」と呼んでいるようである。確かに、一九三〇年代以来、王国以前の士師時代を「アンフィクティオニー時代」と呼ぶ程にまでそれは学界の通説ではあつたけれども、一九六〇年代以降、この学説の有効性が攻撃されている。いまや、このギリシアやイタリアの「アンフィクティオニー」という、時代的にも地理的にも古代イスラエルと異なる国での社会組織とのアナロジーによって論じることが疑問視され、さらに「アンフィクティオニー」という用語そのものの意味が吟味されなければならない事態にあつる。（J.H. Hayes & J.M. Miller, *Israelite & Judean*

ばならない。サムエル記に一度も「律法」という語が出てこないからといって（52頁）「律法」が完成して存在していなかつたということにはならない。ある語の「統計的」頻度は、文体上のデータとはなつても、歴史性を決定するものとはならないのである。「科学的に検討」（『新聖書注解』2、173頁）することが、榎原氏の言うように、「統計」に注目することであるといふのであるならば、絶えず新情報を提供している古代オリエントに関する研究は、永久に「科学的」たり得ないのであろう！ 聖書は、正典であるからといって、それ自体のうちに、歴史的・言語的・文献的問題のすべてに対する解答が見出され得ると仮定すべき理由はないのである（ミラード）。

榎原氏によれば、統一王朝は、「五書完成の結果」でもあり原因でもあり背景でもあった（52頁）わけで、この五書が編集されたのは、「ダビデ・ソロモン王国の神的批准と正当性を論証する」（『新聖書注解』2、165頁）意図からであった。この榎原氏の「私見」は、ユダヤ人歴史家マザールが創世記に対して述べている見解に酷似していると思う。榎原氏は、王朝イデオロギーの正当化のために五書のある部分が再解釈され、あるいは（古伝承にもとづいて）創作されたという可能性を、マザールのように認めざるを得なくなるのではないだろうか。ペリシテ人、アラム人、創一四等に関する歴史的問題を、どのように解決するのであろうか。

また、榎原氏が「（五書が）一大文書にまとめ上げられる」

ために、「民族的・国家的な集中したエネルギーと強力な指導力を必要とする」(44頁)と説明するのは必ずしも正しくはない。確かに、一大文書が王国のイデオロギーの正当化のために集大成される場合があるけれども(例えば、「エヌマ・エリシュ」)、国家的集中力がなければそれが不可能であるとは限らない。また、「王立図書館の成立において五書完成を可能にした」(50頁)という主張は全く根拠がない。アッシュルバニ・パル王の図書館は、主として文書の保管のためであつたし、「高度の文学作法」をもたらす「文書化技術」(41頁)は図書館に属するというよりも、書記の技術のうちに見出されよう。書記官制度の組織化と文書の完成とは直接の関係はないのである。

さらに、「五書にみられる広い国際的情報と近隣諸民族への友好的態度とは、統一王国時代に始まつた外国併合と国際交流の果実としてのみ可能であつたろう。」(50頁)といふ説明は、アマルナ文書にみられる国際交流、ウガリト王国の国際性、フルリ人の文化的役割、エブラ帝国の对外活動等々の歴史的事実に反する推論である。創一四の記事の古さとその国際的情報の確かさは、紀元前二四世紀頃のエブラ文書と創一四2の両者に五つの都市名が同順序で現われることからも支持されよう。創世記の友好的なペリシテ人は、サムエル記の戦闘的なペリシテ人は歴史的に区別されべきであつて、アナクロニズムと考える必要はない。また、文化の伝播が、職業的ギルドが国境を越えて交流することによって行われることがあることも忘れて

はならない(ゴードン)。「統一王朝時代に始まつた外国併合と国際交流の果実としてのみ可能であつたろう」という説明は、独断的との非難をまぬがれないであろう。

#### (6) 論述の方法について

榊原氏は、しばしば「Aは可能(possible)ではある。しかし、もつともらしく(plausible? probable!)ない。それゆえ、Bが自然であろう。」といふ論じ方で、Aを否定する(36頁他)。確かに、AとB(の二者択一)が二項対立的に問題となつているのであるならば、この論理は正しいであろう。しかし、AとBの他にCの立場が可能であるならば、右の論法は論理的に誤りである。榊原氏は、あたかも「従来の保守派」全体の立場が常にAであるかのようになんて——架空の論敵を設定して——Aの立場を否定し、それによつてBの立場が妥当であると論じるが、第三の立場(C)の可能性を認めようとしないその論法は、果して公平であると言えるであろうか。氏の所説のなかに、批評学上論争の的であつたり、方法論的に難点のある、いわゆる「学問的成果」を十分吟味しないで、そのままBの立場として設定する傾向が少なからず見出されると思われるのである。また、想定上のBの立場を支持するための論拠が、しばしば主観的な説明によつて提供されているだけである。眞の「冷静な学問的議論」の必要性を痛感する次第である。(本論評中の傍点は評者による)

(筑波大学専任講師、聖書神学舎教師)